

姦通の女（ヨハネ 8章 1-11節）

この箇所は、もともとヨハネによる福音書には無かったとされています。

文体がヨハネによる福音書と異なり、ルカによる福音書に近いとされ、写本によってはルカ 21:38 の後に置かれているものもあるようです。

ただし、後代に付け足したというのは言い過ぎで、古ラテン語訳聖書などには、既に見られラテン教父などにも知られていた古い伝承であり、実際の出来事であると言って差し支えないと思います。この箇所のすぐ後の「あなたたちは肉に従って裁くが、わたしはだれをも裁かない。」（ヨハネ 8:15）の具体例としてここに挿入された様です。

律法学者やファリサイ派の「イエスを試す」とはどういう事でしょうか？

ユダヤはローマの属国であった為、ユダヤ人に人を死刑にする権限がありませんでした。

婦人を許す → モーセの律法に違反
婦人を処刑 → ローマの法律に違反

といった具合に、どちらを選択しても、イエスの立場が悪くなるように仕組まれた問いかけでした。

律法学者やファリサイ派の思惑としては、モーセの律法に違反する訳にはいかないからイエスは婦人を処刑するだろう、そうしたらローマの法律に違反するのでローマ帝国にイエスを訴える事が出来、邪魔者のイエスを排除できるといったところでしょうか

イエスは地面に何を書いていたか？

死刑の判断をするローマの総督は、訴えた人と訴えられた人の前で判決文を書くのが決まりでした。ローマの権力を利用して排除を試みるなら、そのやり方を真似て痛烈に批判しているのでしょうか。写本の中には、この箇所に「彼らの罪を書き連ねていた。彼らは、自分の罪が石に書かれているのを見た。」とあり、イエスが全てを見抜いていた事が強調されています。

オリブ山

エルサレムの東にある海拔814mの山

石打ち

ここでの律法の典拠は、レビ記 20:10

「人の妻と姦淫する者、すなわち隣人の妻と姦淫する者は姦淫した男も女も共に必ず死刑に処せられる。」

現在の価値観では残虐に写るが、当時としては裁判で有罪とされた者に対する、正式な処刑の方法。有罪とされた者を中央にして周りを取り囲み、証人となった者が最初に石を投げ、周りの者がそれに続けて石を投げる形で行われる。

有名な十戒の中に「隣人に関して偽証してはならない。」（出エジプト 20:16）は、偽証によって無罪の者が処刑されるのを防ぐ意味合いもある。